

『地域漁業研究』 投稿規程

制定：2008 年 2 月 1 日

改訂：2017 年 11 月 30 日

改訂：2018 年 10 月 27 日

改訂：2020 年 12 月 1 日

改訂：2021 年 11 月 25 日

改訂：2024 年 4 月 1 日

改訂：2026 年 9 月 28 日

地域漁業学会会員および編集委員会は、原稿の投稿と学会誌の発行に関し、特に定めない場合においては、独立行政法人科学技術振興機構が定めた「科学技術情報流通技術基準（SIST）」における「学術論文の執筆と構成」（2010.3.25 改訂）に従うこととする。

1. 投稿資格

本誌への投稿は、地域漁業学会の会員に限る。ただし、編集委員会からの依頼原稿の著者や、筆頭者以外の共同執筆者のなかに非会員が含まれることはさしつかえない。

2. 著者の範囲

論文の著者は実際にその研究に携わった者であり、論文の内容に責任を持つ者とする。研究に対して助言を与えた者、研究を支援した者については著者には含めないこととし、必要があれば謝辞等で述べる。筆頭著者は主著者とする。

3. 原稿の種類

原稿は、①論文（会員投稿及び大会シンポジウムに関するもの）、②報告論文（大会一般報告及び大会ミニシンポジウムに関するもの）、③研究ノート、④実態調査、⑤書評・研究会報告、とし未発表のものに限る。ただし、以下の内容を学術論文として再構成した原稿は未公表扱いとする。

- 1) 本学会および他学会、シンポジウム等の研究集会、国際会議等において口頭発表したものの。
- 2) 大学・自治体・研究機関等において部内発表あるいは査読制度のない機関誌等に掲載されたものの。
- 3) 大学における卒業論文、修士論文、博士論文等で発表されたものの。
- 4) 国、教育機関、研究機関、自治体、業界団体、民間企業等からの委託あるいは助成を受けた研究等の成果報告書あるいはその一部で、投稿者が著作権を有するなど学術誌への投稿に際して支障のないもの。

ただし、これらの場合、原稿中にその旨を記載し、投稿原稿に関連する論文等の写しを添えて投稿する。なお、他学会の学会誌等との重複投稿を禁ずる。

- 5) 上記④の書評については、地域漁業学会の研究・活動に資する刊行物を対象とするものを対象とし、投稿・掲載の希望がある場合はあらかじめ編集委員会に相談をし、投稿の了解を得ること。

4. 原稿の提出

執筆要項に従って電子ファイルにて原稿（学会 HP 上にある「投稿テンプレート」）と送り状（送り状フォーマット用ファイル）を提出する。掲載が決まった原稿は、別に定める執筆要項にしたがって記載されたオリジナル原稿を電子ファイル形式で提出する。手書き原稿は受け付けない。

5. 原稿の分量（上限）・形式

原稿の分量（上限）は原稿の種類別に以下の通りとし、超過しないように著者の方で調整すること。原稿の書き方、図表の書式等については、別に定める執筆要項に従う。製本時の原稿は、執筆要項に定めた2段組フォーマット（執筆要項ならびにテンプレート参照）の形式とし、図表・注釈・附記・参考文献・英文要約も含まれた状態とする。

①論文（会員投稿及びシンポジウムに関するもの）…刷り上がり 12 ページ以内

②報告論文（一般報告及びミニシンポジウムに関するもの）…刷り上がり 8 ページ以内

③研究ノート…刷り上がり 8 ページ以内

④実態調査…刷り上がり 6 ページ以内

⑤書評・研究会報告…刷り上がり 2 ページ以内

超過ページに関する上限も定める。投稿時に①論文が 3 ページまで、②報告論文と③研究ノートと④実態調査が 2 ページまでとする。⑤については超過を認めない。また「8. 掲載料」の項目で定めているとおり、超過分には投稿者が支払いを負担するペーパーチャージが発生する。

なお②報告論文について 11 ページ以上になる場合は一般論文としての投稿を検討いただきたい。

6. 使用言語

使用する言語は日本語または英語とする。なお、原稿には日本語と英語両方のタイトルと要約を付す。ただし書評に関しては、日本語と英語のタイトルを付し、要約は付さなくてよい。

7. 原稿の採否

原稿の採否は、別に定める審査規定にしたがって、編集委員会において判定する。査読対象となる原稿は、①論文（会員投稿及びシンポジウムに関するもの）、②報告論文（一般報告及びミニシンポジウムに関するもの）、③研究ノートである。査読者による審査の結果、提出原稿の修正を求めることがある。また、査読対象でない原稿（④実態調査、⑤書評・研究会報告）に関しても、編集委員会で体裁や内容等を確認の上、必要に応じて提出原稿の修正を求めることがある。

8. 掲載料

掲載が決まった原稿については、報告論文（大会一般報告に関するもの）、研究ノートは掲載料（基本料金）11,000 円、その他は掲載料（基本料金）22,000 円を徴収する。また、大会シンポジウム及びミニシンポジウムに関する論文、書評・研究会報告など編集委員会が投稿を依頼した原稿は、掲載料を徴収しない。原稿の上限分量を超過した場合、原稿の種類を問わず、投稿者が支払いを負担するオーバーチャージとして1ページあたり11,000円とす

る。投稿者にはPDFファイルを提供する。抜き刷りの作成はすべて、部数に応じた投稿者の実費支払いとする(頁単価 33 円×頁数×部数)。

9. 著作権

学会誌掲載文の著作権は地域漁業学会に帰属する。また掲載原稿はすべて J-STAGE に掲載することを了承したものとして扱う。なお学会誌と J-STAGE に掲載された原稿は同一のものとする。

10. 原稿の送り先・連絡先

地域漁業学会編集委員会 (株)共立内事務局

〒104 - 0033 東京都中央区新川 2 - 22 - 4 新共立ビル (株)共立内 (担当：三角誠司)

TEL: 03 - 3551 - 9896 FAX: 03 - 3553 - 2047

E-mail: jrfs_journal@kyouritsu-online.co.jp